

## 令和7年度第3回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和7年6月11日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時05分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番			5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	欠席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	13番	岡田 充生		14番	秦野 勝仁	
	13番	岡田 充生		14番	秦野 勝仁	
出席吏員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 農業委員会事務局長補佐 本田 秀和 産業課主幹 前田 智恵子 農業委員会事務員 田邊 操枝					
傍聴人	0人					

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
第4号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
報告事項	(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について
その他	(1) 令和7年度第4回南部町農業委員会総会日程 (2) 令和7年度遊休農地パトロールについて (3) 農地中間管理事業利用権設定等計画書配布について





議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
田邊委員	2番についてお聞きします。本日の現地調査に私も行かせてもらいましたが、2番については、既に土砂が運ばれて砂が埋めてあって事前着工ではないかと思いましたが。井上委員さんが3日前に、この現地確認をされたとおっしゃっていましたが、その際に、このような状況であると恩田会長にすぐに報告をされましたか、事務局に連絡をして相談をされましたか。されていなかったのなら、何故されなかったのですか。
井上委員	2日前に事務局と一緒に現地を確認しています。恩田会長には相談はしておりません。
議長	既に議案書も配られている状況でも、ご相談をいただければ進め方はあります。報告も相談もされずに黙っていて物事が済むと思われたのですか。今日現地を見ましたら完全な事前着工の状態でした。これは、委員さんとして大きな瑕疵です。農業委員さんと最適化推進委員さんでは責任の分野が違います。推進委員さんには議決権がありませんが、農業委員さんにはあります。このような重大な事は会長に報告をしていただかなければいけません。もし、訴えられるような事があった場合、井上委員さんと事務局だけで対応できますか。南部町と鳥取市は権限委譲を受けています。何かあった場合の為に議事録にきちんと残しておく必要がありますので、今日、現地確認をされた委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。足井委員からお願いします。
足井委員	畑地だったようですが、井上委員さんが最初に見られた時は草が生えていたと聞いております。そこにわざと真砂土を入れて耕したように見えます。何故そのようにされたのか、農地に見せようとしたのか、それが事前着工に当たるのかどうかは、ちょっと判断が付きません。
議長	と言う事は、事前着工ではないと言う事ですか。
足井委員	私の判断としては、土地が固いから真砂土を入れて耕したような感じがしました。
議長	事前着工ではないと見られたわけですね。
足井委員	そのように見えました。
議長	吉次委員はどのように見られましたか。
吉次委員	大変難しいと思いますが、初めに井上委員が行かれた時は畑で草が生えていた状況であると確認されていた。今日見たら真砂土が敷いてあって造成してあるような感じがしましたので、私は事前着工であると感じました。
議長	足井委員さんは、今度同じような状況の所を見られたら、事前着工ではないと認められるのですね。同じような現場がこれからも出てきます。大事な事です。
足井委員	真砂土を敷いただけではなくて、管理機か何かで起こしてあるように私は見えました。
議長	普通なら畑の状態でかまってありません。天萬は畑のままの状態でした。今後、あなたが見られる所は、あのような状況でも事前着工ではないと言う事ですね。もし訴えられることがあれば、あなたは事情聴取を取られます。
足井委員	真砂土が敷いてあったことには間違いはありませんので、事前着工と認めざるを得ないと思います。
議長	3分前と今おっしゃられた事と大きく違います。事情聴取を取られたら、1名の方が事前着工ではない、他の方は事前着工と判断したと報告しなければいけません。総会は正式な会です。庄倉委員はどのように思われましたか。
庄倉委員	現地調査に行きまして、最初ぱっと見ただけでこれは事前着工だと思いまし

		た。足井委員さんが言われたように耕してあるのならば、夏野菜でも植えてあれば分かりますが、見た限りは事前着工で間違いありません。
	議長	井田委員はどのように思われましたか。
	井田委員	私も行ってみた限りでは事前着工だと思います。真砂土を敷かれたということは、これから何かをしようとしているからではないかと感じました。
	議長	とても大事なことです。行政書士さんも絡んでおられますから、きちんとしなくてははいけません。現地調査を行った5名中4名が事前着工であるとのことでした。足井委員は事前着工ではないということですね。
	足井委員	失言でした。
	議長	誰しも間違いはございます。現地を確認された5名全員の方が事前着工と認められましたので、番号2につきまして条件付許可にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、番号2については条件付許可と致します。
	庄倉委員	2番について1点お聞きしたいのですが、現地調査資料の12ページを見ますと建物が解体となっていますが、この駐車場は何を目的に何の関係の駐車場にされるのですか。
	局長補佐	譲受人の さんが、こちらで を開かれるそうです。転用地の両隣はいずれも宅地で、この全ての土地を取得されて を開業される予定で、建物は新たに建てられると伺っております。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。議案第2号についてご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号1番につきましては、議決、承認されました。2番につきましては条件付き許可と致します。
	井上委員	この度は、会長への相談を怠り反省しております。今後は気を付けたいと思います。
議案第3号 非農地判断 に係る特別 委員会の結 果について	議長	議案第3号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	別冊の非農地判断に係る特別委員会という資料をご覧下さい。今回は の内の の農地の非農地判断でございます。全部で26筆でございます。地目変更の手続きを行う一覧として、地番と登記地目、現況を記載しております。この度調査をしまして、地目を現況地目に変更する検討を行い、本日の午前中に特別委員会の委員の皆様へ現地調査をしていただきました。昨年度は、各地区の委員さんに事前に現地調査をしていただいて、その際に撮った写真を添付して、それで皆様へ確認をしていただく形で提案していたようですが、今回は、本日の午前中に現地を確認していただいて、その場で写真を撮っております。1点訂正がございます。6ページに と表記しておりますが、 が正しい地番でございますので、お配りしています資料と差し替えをお願いします。申し訳ございませんでした。 簡単に説明をさせていただきます。航空写真の4ページの ですが、見ていただいたとおり山林化してしまっていて、農地ではないとご判断をいただきたいと思っております。次に5ページの ですが、ここも、ほぼ山林化してしまっていますが、 は から に向かう県道沿いにある農地で、山林までの状態には至っておりませんが、かなり荒れていて、猪もかなり出てくると聞いておりますので原野という判定でお願いしたいと思っております。6ページの は、

		<p>の住宅の裏にある農地でしたが、山林化していました。7 ページのは、県道沿いから山の方に向かった農地でございます。ほぼ全て山林化している状態です。8 ページの ですが、 の方から の方に進んで行った所でございます。こちらにつきましても山林化しておりました。</p> <p>以上、本日午前中に特別委員会の委員の皆様にご確認をいただいた後のご報告でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>現地調査を行っていただいておりますので、足井委員さんから現地調査報告をお願いします。</p>
	足井委員	<p>本日午前中に特別委員の皆様と、事務局から説明のありました場所の現地確認をしてまいりました。いずれも、山の谷合のような所に小さい田んぼや畑があって、昔は農業をされていたようですが、農業の衰退もありまして、既に山林化しており、農地に戻すことは非常に難しいと見ました。農地から外す判断はやむを得ないと思います。</p>
	議長	<p>現地調査報告も終わりました。皆様よりご意見等ございませんか。ご異議ございませんか。</p>
	一同	<p>異議なし。</p>
	議長	<p>異議なしと認め、議案第 3 号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』議決、承認されました。</p>
議案第 4 号 農用地利用 集積等促進 計画案の意 見照会につ いて	議長	<p>議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。</p>
	前田主幹	<p>【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書 4～6 頁）】</p> <p>農地番号                    1～3 番 設定を受ける者            2 名 設定をする者              2 名 設定をする土地            3 筆            計 3,844 ㎡</p>
	議長	<p>議案第 4 号につきまして質疑を受けます。</p>
	秦野委員	<p>整理番号 1 番と 2 番ですが、地番を見ますと隣接する農地のようですが、片方が使用貸借で片方が賃貸借なのは何故ですか。</p>
	前田主幹	<p>隣接している田んぼになりますが、使用貸借の方の農地は土壌の条件があまりよくないということで、この度の更新の際に、 の方から賃貸借で受けるのは難しいと地権者さんに相談されました。地権者さんからは引き続き借受けをして欲しいという要望がありまして、話し合われた結果、使用貸借であればお受けしますと言う事で、今回このように賃貸借と使用貸借に分かれています。</p>
	秦野委員	<p>分かりました。</p>
	議長	<p>他にございませんか。ご異議ございませんか。</p>
	一同	<p>異議なし。</p>
	議長	<p>議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』、原案どおり議決、承認されました。</p>
	5. 報告 (1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用	議長
局長補佐		<p>【『(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』朗読及び補足説明】</p> <p>担当委員さんと一緒に、転用前は農地であったことを確認しております。賃料につきましては、日割り計算の関係で端数が出ますが、10 a 当たり</p>

について		円と伺っております。これは工期全体での金額になります。
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見等なし。)
		休憩 (14:18~14:30)
令和7年度第4回農業委員会総会の日程	議長	令和7年度第4回南部町農業委員会総会は、令和7年7月10日(木)に開催します。
その他 令和7年度 遊休農地パ トロールに ついて	議長	『令和7年度遊休農地パトロールについて』説明を求めます。
	局長補佐	<p>議案書の8ページになります。別紙で班長さんには、今年度のパトロールのアンケートをお配りしています。また、昨年度の日程表もお配りしていますので併せてご覧下さい。</p> <p>令和7年度遊休農地パトロールの出発式の案としてご提案させていただきます。日程は令和7年8月1日の金曜日の午前9時から、天萬庁舎の正面玄関前を予定しています。農地パトロールは、毎年8月から10月にかけて全国統一で実施されています。農業委員会が主体となり、関係機関と連携してパトロールを実施することになっています。本年度の出発式は、昨年と同様に、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様で、担当地区の活動範囲を超えて、町内の遊休農地の実態の把握をしていただき、遊休農地発生防止と解消に向けた取組を目的に、それぞれの地域の課題がある農地を皆さんで共有していきたいと考えています。</p> <p>スケジュールですが、昨年と同じような形で、主催者の挨拶として恩田会長よりご挨拶をいただきます。来賓挨拶としましては、町長または副町長を考慮しております。その後、社協のマイクロバスで9時15分頃に天萬庁舎を出発して各地域を回りまして、12時には天萬庁舎に帰ってくるというスケジュールを考えています。また、マスコミ各社にも農地パトロール出発式の情報提供を出す予定にしております。詳細につきましては、来月総会の際にご提案をさせていただきます。</p> <p>それから、各班長様にアンケートをお配りしていますが、出発式の後に見て回る場所と、希望されますパトロールの実施日をご記入の上、6月末までに事務局までご提出をお願いします。日程が被ったり、その他の都合により調整をお願いすることもあると思いますがご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それから、手間地区のパトロールにつきまして、市川委員がお亡くなりになった関係で、吉次委員に班長をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>吉次委員さんは大変ですが、よろしくお願いいたします。</p> <p>日程等を取りまとめていただきましたら、事務局より各関係機関に案内をしますので、よろしくお願いいたします。</p>
農地中間管理事業利用権設定等計画書配布について	議長	『農地中間管理事業利用権設定等計画書配布について』説明をお願いします。
	局長	お手元に、農地中間管理事業利用権設定等計画書配布へのご協力についてのお願いと言う文書をお配りしています。毎年お願いをしておりますが、更新の時期は色々ですが、今年も皆様に更新案内配布のご協力をいただきたいと思います。詳しくは前田主幹から説明させていただきます。
	前田主幹	令和7年12月1日から令和8年8月31日までに利用権設定の更新を迎えるものについて、農地中間管理事業に全て切替えということになりますので、そちらの設定の計画書の配付をしていただきますようご協力をお願いしたいと思います。利用権の終期に応じて、産業課への提出締切りをそれぞれ記載しています。12月から3月にかけての終期のものが多くなると思います。ご負担を

		<p>おかけすると思いますが、来月の7月の総会の際に計画書等を用意させていただいて、配布のご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>耕作者が替わられる場合については、新しい用紙を用意しますので、産業課までご連絡をお願いいたします。また、今まで相対で賃料支払いをされていた場合で、中間管理を通して支払いを受けたいという場合には、地権者さんの口座登録をお願いすることになりますので、今現在賃貸借をされている地権者さんについては、計画書と一緒に口座の登録用紙を同封するように予定しています。使用貸借の方については、こちらは同封しない予定にしていますので、もし使用貸借から賃貸借に切り替えるというようなことがありましたら産業課までご連絡をお願いします。それから、相続権者が複数おられる場合には同意書の提出をお願いしています。地権者さんの登記を確認して、現在の契約者さん以外の方が登記名義人になっている方については、同意書をあらかじめ同封しますので一緒に配布をお願いします。相続権というのはなかなか書き方が分からないということがあるかもしれませんので、その際も産業課にご相談いただければと思いますのでよろしくお願いします。</p>
	議長	<p>配布だけでは活動記録に含まれないと記載してあります。その辺の説明をしてもらえますか。</p>
	前田主幹	<p>配布の際に、貸手さんや借手さんに、今後どうされるのか意向確認をされた場合には活動記録の記載の対象になります。記録をされる際には、意向確認をされた相手のお名前と意向内容の記載をしていただくようにお願いします。</p>
	局長補佐	<p>来月の総会のときに、更新案内を配られる際の活動記録への記載例等を示した資料を用意しますので、そちらを参考にいただければと思います。</p>
ローゼルの進捗状況について	議長	<p>ローゼル栽培の進捗状況について松本委員さんよりお願いします。</p>
	松本委員	<p>現在のローゼルの状況です。5月18日、19日に播種を行いました。セルトレイに2,000個植えました。1週間後から発芽しかけて、現在、苗として使える状況のものが800本あり、苗の状況は、双葉が出て本葉が1、2枚育ちかけた状況で、お渡しするにはとてもよい状態になっていると思います。</p>
	議長	<p>配布の予定はいつ頃ですか。</p>
	局長	<p>配布の事も含めて、少し説明させていただきます。</p> <p>今年の2月に大阪に行きました。DDグループさんの1店舗でローゼルの提供をされて、2月、3月、4月、5月で手持ちの材料が終わったと聞いています。全体で400食用意されたそうで、お客様の評価の報告をお聞きしたいと思っています。今は材料が切れてメニューの提示が終わった状況です。来期に向けて店舗数を増やして提供したいということでございました。2月に行った店舗は、どちらかというとオフィスワーカー、サラリーマンが利用されるようなお店でしたが、次は、若者向けの客層などバラエティーの違う店舗でも試してみたいと言う事で、1店舗から9店舗に拡大できると聞いています。これがDDグループさんの意向確認です。</p> <p>南部町の場合、去年は140本で約8kg取れました。今年については、今週の13日に研修会を行うので、その時に今年の希望栽培本数を教えていただいて、その後に配布の準備を考えています。</p> <p>有機栽培のJAS取得を目指します。一気に栽培数を増やして管理ができなくなるとJAS取得にも弊害があると思いますので、一步一步、無理のない範囲での栽培を考えています。JAS取得につきましては本田補佐に補足説明をお願いしたいと思います。</p>

局長補佐	<p>ローゼル栽培研究会の皆様には、今週 13 日に伯耆町のコミュニティーファームさんに訪問をして、有機 J A S の認証について研修会を行う予定にしております。コミュニティーファームさんは、既に野菜等々の有機認証を受けておられますので、経験に基づいてご指導頂きたいと考えています。当日はバスを用意しておりますので、9 時 30 分に天萬庁舎から現地に向かいます。</p> <p>代表の長谷川さんにお話を伺ったところ、南部町で J A S 認証を最短で取るとなりますと、2 年以上の耕作放棄地に昨年度植えられた所があれば、まずそこから有機認証が取れると言う事でした。その辺りを詳しく聞いて、圃場確認、選定をしながら植付けを行う必要があるのかなと思っております。</p> <p>また、県への申請につきましても準備を始めたところですので、改めて進捗状況を報告させていただこうと思っております。</p>
議長	何かお聞きになりたいことはございませんか。
庄倉委員	松本委員さんから順調に育っていると報告がありましたが、植える側の段取りを教えてください。
松本委員	有機 J A S の関係がありますので、起こしておくぐらいが良いと思います。
本田補佐	今年度は J A S 認証を目指すということで、松本委員さんに作ってもらった苗の育苗培土も J A S 認証が取れたものを使っております。堆肥をする場合も有機認証が取れたものでないと認証が取れなくなってしまう恐れがあります。耕す機械も洗浄してからなど色々あるようですので、その辺りを 13 日の研修で情報を頂くまで待つて、その後に耕耘が良いと思います。買ってこられた肥料を撒かれるのが 1 番駄目になる可能性がありますので今はお控え願いたいと思います。13 日の研修会の服装ですが、圃場を見て説明の形だと思っておりますので、現地調査に行かれるような恰好が良いと思います。
議長	作業服と長靴が良いと思います。ローゼル栽培研究会に入っておられない委員さんは是非とも入会をお願いします。農業委員会で一致団結の形を取りたいと思います。
閉会	議長 これにて令和 7 年度第 3 回南部町農業委員会総会を閉会致します。